

**「外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額の控除に関する明細書（その2）」（第7号様式） 記載の手引**

（令和2年改正）

**1 この明細書の用途等**

この明細書は、控除対象所得税額等相当額及び個別控除対象所得税額等相当額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。

**2 各欄の記載のしかた**

欄	記 載 の し か た
1 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式若しくは第6号様式(その2)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合にあっては、当該法人課税信託の名称を併記してください。
2 「政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無」	地方税法施行令（以下「政令」といいます。）第9条の7第7項ただし書及び政令第48条の13第8項ただし書の規定により計算する法人（以下「ただし書適用法人」といいます。）にあっては「有」を、政令第9条の7第7項本文及び政令第48条の13第8項本文の規定により計算する法人（以下「本文適用法人」といいます。）にあっては「無」を○印で囲んでください。
3 「所得税等の額①」	法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の5の欄の金額を記載してください。
4 「控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額②」	法人税の明細書（別表17（3の12）付表）の31の欄の金額を記載してください。
5 「法人税の控除額③」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の12））の3の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の12））の11の欄の金額を記載してください。
6 「地方法人税の控除額④」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の12））の4の欄の金額と法人税の申告書（別表1）の38の欄の金額から法人税の明細書（別表6（5の2））の8の欄の金額を控除した金額のうち少ない金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書（別表17（3の12））の15の欄の金額を記載してください。
7 「従業者数又は補正後の従業者数」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人、都内の市町村と特別区双方に事務所等を有する法人又は都内の2以上の市町村に事務所等を有する法人が記載してください。 (1) 本文適用法人は、地方税法（以下「法」といいます。）第57条第2項及び法第321条の13第2項に規定する従業者の数を記載してください。 (2) ただし書適用法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載してください。
8 「各都道府県ごとに控除すべき金額⑩」及び「各市町村ごとに控除すべき金額⑬」	⑥の欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの課税標準の分割基準である従業者数又は補正後の従業者数により按分した額を記載してください（当該算定した控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）。 ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき金額は、⑥の欄から特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき金額の合算額を控除した額を記載してください。
9 「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑪」及び「各市町村ごとに算定した法人税割額⑭」	次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載してください（計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）。 (1) 特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限る。） a 特別区分の⑪の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑩の欄の金額に40分の5.7*を乗じた金額を控除した金額 b 特別区分の⑭の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑩の欄の金額に40分の34.3*を乗じた金額を控除した金額 (2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有する法人 a 特別区分の⑪の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑩の欄の金額（同様式⑬の欄の金額が同様式⑭の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の5.7*の割合を乗じた金額を控除した金額 $\text{第7号の3様式⑩の欄の金額} \times \frac{\text{同様式⑬の欄の金額}}{\text{同様式⑬の欄の金額} + \text{同様式⑭の欄の金額}}$ b 特別区分の⑭の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合からaに規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式⑩の欄の金額（同様式⑬の欄の金額が同様式⑭の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額）に40分の34.3*の割合を乗じた金額を控除した金額 $\text{第7号の3様式⑩の欄の金額} \times \frac{\text{同様式⑬の欄の金額}}{\text{同様式⑬の欄の金額} + \text{同様式⑭の欄の金額}}$ c 特別区以外分の⑪の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除した金額 第7号の3様式⑩の欄の金額 - (aにおいて道府県民税の法人税割相当額から控除する金額 + bにおいて市町村民税の法人税割相当額から控除する金額)

各都道府県・市町村ごとに控除する金額の明細

※ 令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度の申告においては、「40分の5.7」とあるのは「20分の2.9」と、「40分の34.3」とあるのは「20分の17.1」と読み替えてください。